

時事新報

歐洲國際の關係 (去る七日の續き)
バルカリア事件に關して其利害を反對にせる者は露國の二國なるを以て言ふにも及ばざる可し露國はハルカン半島に羽翼を伸ばさんと欲して多年の望を一日も已む時なく獨逸國に及之に相反し露國が其歩を進むる一段毎に恰も藩城を削らるゝ如きの地位に立つ者なれば二國の相容れざるは怪むに足らざるなり然り而して一方に獨逸兩國の關係を如何にぞ尋ねるに今日までの形迹にては輪車唇齒互に相倚るが如くにして露は獨逸の敵なるが故に獨逸亦露を敵にしと云ふの趣なきに非ず左のハルカン半島に存廢の論に就ても獨逸は露國の要求を拒絶すると相當の順序なる可きに事案に出でずして意外にも露國の提出議を賛成し利へ英國を誘ふて其議に加はらしめんとしたるは獨逸に對して反覆二心の舉動たるにほらずや既前も申せし如く列國各際關係は人情徳義を以て縛る可き者に非ざれば獨逸の疑似曖昧の政略を執らんとする其事の是非曲直は措て論せず唯何故に獨逸に對する可きの獨逸政府が露國を助ぐるの言を發したるや熟々其次第を考ふるに自ら原因なくばならず即ち獨逸今日の政略は内に於て専ら聯邦諸州の統一を圖り日耳曼帝國の基礎を固めんとする一主義に在る者にして外國に對するの恐れども佛國の爲めにアルサス、ローレンヌの二州を奪はるゝの掛念ぐるに過ぎず之を獨逸地がハルカン半島を侵掠せらるゝに隨ひガリシヤ地方より漸次其版圖を失はんとするの危険に較ぶるに素より同日にして論ず可らず左れば強ひて獨逸を救ふが爲めに自ら危地に陥り露國を敵にするの策に出でざるは安全の次第にして殊にハルカン半島の政略は始めより戰爭の危険を避け出来るだけ平和手段に依頼して懸然其間に獨逸の覇權を張らんとするの考へなるは世人の知る所にして例へて今回の事件の如きも斷然露國に反對してハルカン半島を奪ふ可らずと主張したるハルカン半島は必す之に對し事の往後より料らず戰爭の破裂を速むる恐れなきに非ず獨逸の爲めには無益の干渉なるが故にハルカン半島は俄め之を察し露國を以て露國の心を逸へハルカン半島に在る位は伯林條約の精神に背く者なりと非難し而して又露國と相結んでハルカン半島の存立を維持せんとする其狡猾も亦極まれり云ふ可し左れば獨逸の間には攻守の密約ありと云ふにも拘はらず露國の新聞紙中には獨逸の政略反復定まらざるを恐れ左の如き説を爲す者あり

すに相違ならんれども同盟果して待む可らざるか我國は全く獨逸と分離し一強國たるは資格を以て吾は吾たるの政略を執行せざる可らず又萬々已むを得ざるの場合に迫り讓與を爲すことありとするも決して獨逸の爲めに己れを任ぐるなれを要するは無論にして且つ獨逸の仲裁干渉をも許さず露國と直接に談判し出来るだけ我れに好都合の調和を謀るる返すも大切なれ獨逸にして我國の利害を疎外にせる限りは我も亦獨逸の利害に顧みざるを要するなり今日で獨逸は我國の爲めを盡す所あるならんとて待暮らしたるは全くの空想にして實際何の役立ちもあかりしかれば今度は一切人を待たず獨立獨行して我政略を斷行せざる可らず夫れにても獨逸より尙ほ我れに同盟を求むとならば彼れ先づ我れに報効の實を示して來れ云々
獨逸の新聞紙中右の如き議論あるより見れば獨逸今日の政略は露國二國の間に挿まり己れの向背、縦横に兩國を輕重左右するの地歩を占めんとする考へなるも明白なれ獨逸の獨逸の反復曖昧の手段と取りつゝあるの間は戰爭の破裂も自然に延引し當分暫時歐洲に姑息の平和を觀るならんとの説或は一理あるに似たり (未完)

官報

警視廳告示第八號
陸軍第一調馬隊戶山分廠 馬匹三頭 皮痘病
栃木縣下野郡小宅村 同 一頭 同
明治廿一年四月十日 警視廳監子爵三嶋通庸
警視廳告示第九號
陸軍部海軍火藥製造所構内ニ於テ火藥試驗ノ爲メ以後銃砲發射ノ節ハ射梁上ニ赤旗ヲ揚クル旨其筋ヨリ通知アリ此旨心得ヘシ
明治廿一年四月十日 警視廳監子爵三嶋通庸
岩倉大膳太夫 岩倉大膳太夫は近縣へ旅行として一昨九日東京を出發したりと
長谷川敬助氏 埼玉縣書記官長谷川敬助氏は客年中より肺病に罹り一時は餘程の重症なりと醫藥に怠りなかりしを以て稍快氣に赴きしうば去る一月中旬より地を離れ海に轉じ専ら療養に従事し居たりしが念々去る八日に歸郷して事務を取扱ふよしなり
東京駐英公使 フランケントト氏が東京駐英公使公使より轉じて瑞典駐英公使に任ぜらるゝとの趣は前號の時事新聞に記載しあるが尙ほツヤパンメールの記する所に據れば其後任は南米チリ駐英公使ハーフラセル氏に命ぜらるゝなるべし尤も氏は當時英國に滞在する中或は尙ほ任所に居住するや否は未だ分明ならざれば何時日本に來るべきやを前見せる能はずと云へり氏が千八百九十五年一月十五日始めてヘイグ(和蘭)の英國公使館員に命ぜられ同年二月廿三日ドレスデン(サクソン)の公使館に千八百五十七年十一月十九日コペンヘーゲン(丁抹)に千八百六十年一月廿六日柏林に轉任し千八百五十九年八月十六日有給公使館員の試験に及第して千八百六十一年九月廿一日中央亞米利加の有給公使館員に任じ千八百六十二年十月一日二等書記に昇任して千八百六十四年六月廿五日ストワクホルム(瑞典)に轉じられたるも千八百六十四年四月十六日より翌年八月八日までコーテマ(中央亞米利加)に在りて代理公使を勤め千八百六十六年六月廿六日柏林に轉任されども任所に赴かずストックホルムに在りて書記の職を奉り千八百六十七年一月十四日北京に轉じ同年十一月二日より翌年の十一月廿八日まで代理公使を勤め千八百七十二年二月十三日聖彼得堡に同年七月一日ワロレンスに轉じたり千八百七十四年四月廿四日北京公使館書記官に榮進して千八百七十六年六月七日より千八百七十九年二月廿八日まで代理公使を勤め千八百七十九年十一月八日尙ほ又進みて維也納公使館の書記官に任じたり千八百八十一年八月三日より十二月十四日迄代理公使を勤め千八百八十二年二月廿三日羅馬に轉じて千八百八十二年九月一日より十月廿二日まで千八百八十三年七月十六日より十二月廿二日まで千八百八十五年二月十七日更進してサンチエゴ(チリ)の都府駐英公使兼總領事任せられたり尤もチリの公使館は第二等に位するものなるを以て同公使の給料は一箇年二千磅なり又ツラセル氏ハ同公使勤務中チリとペリウの兩國間に起りたる戰爭に就き英國の要求をべき事件を委任せられ遂に好結果を奏したるを以て今同重要な地位なる日本公使に昇進するに至るは多分それが爲めならんとの説あり氏は小説家マリオンクラウフォールド氏の妹に結婚して二人の令息と設け二人とも目下歐洲に在りて教育を受け居れりと云へり
倫敦駐在支那公使劉瑞芬氏 は陰曆の新年を巴里に於て迎へ羅馬に赴き法王に謁し來月頃倫敦に歸るならんと二月十七日の倫敦支那公使ニキスプレッスに見ゆ
ワトソンバーカア氏 曩に華米銀行を設立する爲めミッケウイツ氏を代理となし李鴻章氏と談判せしめざる米人ワトソンバーカア氏ハ此度露國に赴くよし同氏は嘗て露政府に盡す所ありて同政府より海軍少將の地位を與へられたるものにして露國に到着せし上は自ら東洋に來り李鴻章氏と談判するならんと云へり
洪文卿氏 獨逸駐在支那公使洪文卿氏は此程書記官通辨官を伴ひ獨逸に到りて獨逸に國書を呈したるよし三月二日の倫敦支那公使ニキスプレッスに見えたり
朝鮮公使 朝鮮政府より北米合衆國へ派遣したる公使は近頃華盛頓に於て該國官吏と私交上の往復をなすに至りしも未だ大統領より公然の招待状を得ざるを以て察すれば大統領の疑念は深しと云ふべし云々と三月二日の倫敦支那公使ニキスプレッスに見えたり
代官人拘引せらる 岡山縣岡山組合代官人石黒瀧一郎氏の彼の十州鹽田組合が東讃支部へ對し違約金要求の件に付其代官人とあり引續て今度東讃支部が岡山裁判所高松支廳の宣告を不當として大坂控訴院へ控訴せしかば即ち石黒氏は被控訴人代官人となりて此頃大坂に出で去る六日午前十一時控訴院へ出頭したるに同氏の旅宿へは特務巡查二名が來て氏の在否を問ひ既に該院へ赴死たりと聞き直に控訴院へ出張し代官人控訴院に同氏に面會し直に拘引状を示したるに同氏は詳細承知の旨を告げ夫より訴件に係はる一切の書類を他に托し特務巡查と同車して警察本部へ拘引せらるる由なるが右拘引状に秘密出版事件に就き訊問の筋あり依て拘引すと認めあざたりと云へり
支那人の放逐 英領ビクトリア植民地政府は北方の植民地に支那人の移住を禁ずる條約を設けんとす

先會中なるよし
京都府の節儉
於て實施する節儉法
持人夫賃官給の處
提燈の燭燭其他諸
下して五等以下同
張にハ日當三割増
す、旅費實費支拂は
出張は乗車を要す
務にて管内巡視の
割増を廢せ、官報
は應中一部に止
の減額を得るなる
歸朝の宴 星松三
度無事歸朝せしを
佛國政府伊太利
人の間柄なんとな
日の倫敦新聞紙
議院に於て十五
重税を課するの
の生糸を需用する
舉區の議員は議院
多數決を以て否決
會議を開き下議院
下議院に通知した
案の半額を課税す
に至れば日本支那
市場を占むるに及
頭上に及ぶなるし
○神戸取引所 同
宏大なる煉瓦造
合場と該場の左
場、筒箱、袋等に
には公債株式の
所とし其傍に小高
は立合場にて出
きは帳場の役員
等を明記す尤も該
肥料、製茶とし公
社、商船會社兩株
、入札買とし公債
二様とす而して會
業保證金は第一部
第二部公債株式に
ては金一千圓と定
取引を問はず米
取引は十五圓石油
圓に付三圓三厘と
米穀は買約約定代
め肥料干綿鮮粕飼
圓に付一圓五十錢
の株券(買約約定代
賣約約定金百分の
定む第二、定期取
及株式(日本郵船會

長尾商舎
井田岩次郎儀
河津長尾商舎
井田岩次郎儀
河津長尾商舎
井田岩次郎儀

父通倫
河野通熙

佛教演說及說教
泉岳寺ニ於テ